

地方自治に民主主義を求める会
代表 吉田 由美子 様

沼津市議会議長 高橋 達也

再度の公開質問状について（回答）

令和6年3月1日付提出されました公開質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

1 回答1及び2に関して

回答にある「これらについて不適切であると本人も認めたため」について否認します。2022年10月の議員全体会議をはじめとして昨年までの一連の議事録を読みましたが、山下氏は本件土地の所有権を一貫して主張しています。

回答では市の対応に対する「所感は差し控えさせていただく」としていますが、議会で「不当利得返還」訴訟を議決したのですから、その判断の根拠を聞いているのです。あらためておたずねします。

なぜ「不当利得」と判断されたのですか？

すでに裁判が始まり、本件土地の「時効取得」が争点に浮上しましたが、この時効取得を議長は考慮したのですか？

現在も「不利得返還」訴訟を正しいとお考えですか？

1 これらについては裁判において明らかになるものであり、議会としての回答はありません。

2 回答3に関して

回答では「事者間で個別に対処」とされていますが、そうであるなら再度おうかがいします。

公有地を占有している他の議員の方に対し、これまで山下氏と同様にさわぎ立てた事例はありますか？

2 令和6年1月19日付沼議第115号の3にて回答したとおりです。

3 回答4について

回答になっていないと思います。議員全体会議の開催の法的根拠を質問しています。

あらためてお伺いします。

議員全体会議開催の法的根拠は何ですか？開催された議員全体会議では、山下氏の個人

情報が他の議員、傍聴者に一歩的に公開されましたが、これは個人情報保護に反していると考えます。議長の見解を示してください。

3 令和6年1月19日付沼議第115号の4にて回答したとおりです。

4 回答5について回答になっていないと思います。

あらためてお伺いします。

裁判で請求額を上回る額の血税を費やすことを適正であるとお考えですか？

和解協議が山下氏から市へ呼びかけられていますが、議長はどのようにお考えですか？

4 令和6年1月19日付沼議第115号の5にて回答したとおりです。